

消費者被害防止のため成年年齢引下げに反対する会長声明

国は、公職選挙法が改正され選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことに伴い、民法の成年年齢も20歳から18歳に引き下げることを検討している。

1 未成年者取消権の喪失による若者の消費者被害増加

「消費生活年報（2016年）」（以下「年報」といいます。）によれば、契約当事者と別の人が消費生活センター等に相談する割合は、「20歳未満」の場合、66.9%となっており、他の年代が8.2～26.3%であるのに対して、突出して高い割合となっている。これは、18歳と19歳の者を含む「20歳未満」の者がひとりで自らの足で消費生活センター等の相談機関に赴くことが困難であり、この世代の者は、消費者被害に遭った場合、自ら相談や解決に向かって行く能力に乏しいことを端的に示している。成年年齢引下げにより、こうした世代の者が法的には「成人」と扱われることによって、若年層の者が悪徳な詐欺業者等に狙われ、消費者被害が表面化することなく拡大していくこととなる。

また、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の内、「20歳未満」の占める割合は2.8～3.7%程度となっており、他の年代は8.8%～19.7%となっていることと比較すると低い割合となっている。これは、未成年者取消権が存することにより、上記のような者であっても、未成年者取消権を行使することで被害回復を図ることができ、悪徳詐欺業者等に対する牽制につながっているからである。年報によれば、マルチ商法の契約当事者の年代構成比は、20歳代が34.7%と突出しているところ、これは、未成年取消権が喪失した20歳代がターゲットとなって狙い撃ちされていることを示している。現在の法制度上、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型勧誘」類型の消費者被害につき、取消権等により消費者保護を図る規定はない。この点については、今後法制度化を目指して議論を深化すべきであるが、未成年者は、「つけ込み型勧誘」の対象になることは明らかであり、この類型につき特別な消費者保護制度がない現状では、未成年者取消権がその役割を果たしているのであり、成年年齢を引き下げるべきではない。

したがって、18歳、19歳の者の未成年者取消権が喪失することによって、18歳と19歳の若者がマルチ商法をはじめとした悪徳な詐欺商法等の狙い撃ちに遭い、消費者被害を拡大させてしまうことに直結する。

2 選挙権とは無関係であること

公職選挙法の改正により、選挙年齢が18歳となったことを民法の成年年齢の議論と重ね合わせる議論もあるが、選挙権の問題と民法の成年年齢の問題は同次元で議論すべきものではない。法律行為についての行為能力に制限がある成年被後見人であっても選挙権が認められることと同様、法律行為の行為能力と選挙権の問題は全く別次元である。

上記のとおり、未成年者取消権の喪失は、18歳、19歳の消費者被害を拡大するだけであり、安易に選挙権の議論と結びつけるべきではない。

3 結論

以上のとおり、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることに反対する。

2017年12月27日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大